

山形県特定労務管理対象機関指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）第3条の規定による改正後の医療法（以下「法」という。）に基づき、山形県知事（以下「知事」という。）が行う特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研究機関及び特定高度技能研修機関（以下「特定労務管理対象機関」と総称する。）の指定について、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特定労務管理対象機関の指定)

第2条 知事は、当分の間、次に掲げる区分に応じ、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として認められる病院又は診療所について、当該病院又は診療所（県内に所在するものに限る。以下同じ。）の開設者の申請により、特定労務管理対象機関として指定することができる。

(1) 特定地域医療提供機関（B水準）

ア 次の病院又は診療所における救急医療の提供に係る業務

（ア）医療計画において三次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所

（イ）医療計画において二次救急医療機関と位置づけられている病院又は診療所であって、次に掲げる要件を満たすもの

A 年間の救急車の受入件数が1,000件以上であること又は当該病院又は診療所が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間500人以上であること

B 5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所

イ 居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所における居宅等における医療の提供に係る業務

ウ 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた病院又は診療所における当該機能に係る業務

(2) 連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）

病院又は診療所の管理者の指示により行われるものその他の当該病院又は診療所の管理者が医療提供体制の確保のために必要と認めた医師の派遣に係る業務

(3) 技能向上集中研修機関（C－1水準）

ア 臨床研修病院における臨床研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身に付けるための業務

イ 専門研修を行う病院又は診療所における専門研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知識及び技能を修得するための業務

(4) 特定高度技能研修機関（C－2水準）

特定分野（医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したもの）における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診

療所における医師※の業務（当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けたものに限る。）

※ 高度な技能の修得に関する計画が作成された医師であって、当該技能の修得のための研修を受けることが適当であることについて厚生労働大臣の確認を受けた者

(指定申請)

第3条 特定労務管理対象機関の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、知事が別に定める期日までに別表に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(指定要件)

第4条 知事は、前条の申請に係る病院又は診療所が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、第2条の規定による指定をすることができる。

(1) 提出された業務に従事する医師の労働時間の短縮に関する計画（以下「労働時間短縮計画」という。）の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであることその他の厚生労働省令で定める要件※を満たすものであること。

※ 次に掲げる事項全てが記載されていること。

ア 当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の状況

イ 当該病院又は診療所に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標

ウ 当該病院又は診療所に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項

エ その他、当該病院又は診療所に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項

(2) 法第108条第1項の規定による面接指導並びに第123条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。

(3) 労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であって厚生労働省令で定めるものがないこと。

(指定手続等)

第5条 知事は、第2条の規定による指定をするに当たっては、法第132条の規定により医療勤務環境評価センターから通知を受けた第3条の申請に係る病院又は診療所の評価の結果を踏まえるとともに、山形県医療審議会の意見を聽かなければならない。

2 知事は、特定労務管理対象機関を指定したときは、様式第5号により当該医療機関に通知するとともに、山形県ホームページにおいて公示する。

(労働時間短縮計画の策定)

第6条 特定労務管理対象機関の指定を受けた病院又は診療所の管理者は、遅滞なく、労働時間短縮計画を定めなければならない。

(労働時間短縮計画の見直しのための検討)

第7条 特定労務管理対象機関の管理者は、1年ごとに当該特定労務管理対象機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いた上で、労働時間短縮計画についてその見直しのための検討を行わなければならない。

- 2 前項の規定により労働時間短縮計画についてその見直しのための検討を行い、その変更をしようとする者は、知事が別に定める期日までに、様式第7号に変更後の労働時間短縮計画を添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により労働時間短縮計画についてその見直しのための検討を行った結果、その変更をする必要がないと認めた者は、知事が別に定める期日までに、様式第8号を知事に提出しなければならない。

(指定の効力)

第8条 特定労務管理対象機関の指定は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 第2条から第6条の規定は、第1項の規定による指定の更新について準用する。

(指定に係る業務の変更)

第9条 特定労務管理対象機関の開設者は、指定に係る業務の変更（厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、様式第9号及び第3条の規定に基づく書類を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により指定に係る業務の変更を承認するに当たっては、法第132条の規定により医療勤務環境評価センターから通知を受けた前項の申請に係る病院又は診療所の評価の結果を踏まえるとともに、山形県医療審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による申請を承認したときは、様式第10号により当該医療機関に通知するとともに、山形県ホームページにおいて公示する。

(措置命令)

第10条 知事は、特定労務管理対象機関の管理者が、正当な理由がなく、医療法第111条に規定する必要な措置等を講じていないと認めるとき、又は第123条第1項本文若しくは第2項後段に規定する休息時間の確保を行っていないと認めるときは、当該特定労務管理対象機関の開設者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第11条 知事は、特定労務管理対象機関が次のいずれかに該当するときは、第2条の規

定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

ア 第2条に定める業務がなくなったと認められるとき。

イ 第4条に定める要件を欠くに至ったと認められるとき。

ウ 指定に関し不正の行為があつたとき。

エ 特定労務管理対象機関の開設者が法第111条又は前条の規定に基づく命令に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消すに当たっては、山形県医療審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項の規定により指定を取り消したときは、様式第11号により当該医療機関に通知するとともに、山形県ホームページにおいて公示する。

附 則

この要綱は、令和5年10月13日から施行する。

別表（指定申請提出書類）

区分	提出書類
特定地域医療提供機関 (B水準)	ア 申請書（様式第1号） イ 医師労働時間短縮計画（案） ウ 法第113条第1項の指定に係る業務があることを証する書類（ただし、山形県保健医療計画において三次救急医療機関または二次救急医療機関に位置付けられている場合は不要） エ 法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類 オ 法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類（様式第6号） カ 法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類
連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）	ア 申請書（様式第2号） イ 医師労働時間短縮計画（案） ウ 法第118条第1項の指定に係る派遣の実施に関する書類 エ 法第118条第2項において準用する法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類 オ 法第118条第2項において準用する法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類（様式第6号） カ 法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類
技能向上集中研修機関 (C-1水準)	ア 申請書（様式第3号） イ 医師労働時間短縮計画（案） ウ 法第119条第1項の指定に係る業務があることを証する書類 エ 法第119条第2項において準用する法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類 オ 法第119条第2項において準用する法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類（様式第6号） カ 法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類
特定高度技能研修機関 (C-2水準)	ア 申請書（様式第4号） イ 医師労働時間短縮計画（案） ウ 法第120条第1項の指定に係る業務があることを証する書類 エ 法第120条第1項の確認を受けたことを証する書類 オ 法第120条第2項において準用する法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類 カ 法第120条第2項において準用する法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類（様式第6号） キ 法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

様式第1号（特定地域医療提供機関（B水準）指定申請）

文 書 番 号
年 月 日

山形県知事殿

〇〇病院長 〇〇 〇〇

特定地域医療提供機関指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定に基づき改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）第113条の規定により、下記のとおり申請する。

記

1. 開設者

住 所 (法人であるときは 主たる事務所の所在地)	ふりがな
氏 名 (法人であるときはその名称)	ふりがな

2. 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名 称	ふりがな
所在の場所	ふりがな

3. 医療法第113条第1項の指定にかかる業務の内容（該当する条項を○で囲むこと。）

第1号 救急医療

第2号 居宅等における医療

第3号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

4 添付書類

- (1) 医師労働時間短縮計画（案）
- (2) 医療法第113条第1項に規定する業務があることを証する書類
- (3) 医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
- (4) 医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類（様式第6号）
- (5) 医療法第132条の規定により通知された同法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

様式第2号（連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）指定申請）

文 書 番 号
年 月 日

山形県知事殿

〇〇病院長 〇〇 〇〇

連携型特定地域医療提供機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定に基づき改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）第118条の規定により、下記のとおり申請する。

記

1. 開設者

住 所 (法人であるときは 主たる事務所の所在地)	ふりがな
氏 名 (法人であるときはその名称)	ふりがな

2. 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名 称	ふりがな
所在の場所	ふりがな

3. 添付書類

- (1) 医師労働時間短縮計画（案）
- (2) 医療法第118条第1項の指定にかかる派遣の実施に関する書類
- (3) 医療法第118条第2項において準用する同法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
- (4) 医療法第118条第2項において準用する同法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類（様式第6号）
- (5) 医療法第132条の規定により通知された同法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

様式第3号（技能向上集中研修機関（C-1水準）指定申請）

文 書 番 号
年 月 日

山形県知事殿

〇〇病院長 〇〇 〇〇

技能向上集中研修機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定に基づき改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）第119条の規定により、下記のとおり申請する。

記

1. 開設者

住 所 (法人であるときは 主たる事務所の所在地)	ふりがな
氏 名 (法人であるときはその名称)	ふりがな

2. 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名 称	ふりがな
所在の場所	ふりがな

3. 医療法第119条第1項の指定に係る業務の内容（該当する条項を○で囲むこと。）

第1号 医師法第16条の2第1項の臨床研修に係る業務

第2号 医師法第16条の11第1項の研修にかかる業務

4. 添付書類

- (1) 医師労働時間短縮計画（案）
- (2) 医療法第119条第1項の指定に係る業務があることを証する書類
- (3) 医療法第119条第2項において準用する同法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
- (4) 医療法第119条第2項において準用する同法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類（様式第6号）
- (5) 医療法第132条の規定により通知された同法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

様式第4号（特定高度技能研修機関（C-2水準）指定申請）

文 書 番 号
年 月 日

山形県知事殿

〇〇病院長 〇〇 〇〇

特定高度技能研修機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定に基づき改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）第120条の規定により、下記のとおり申請する。

記

1. 開設者

住 所 (法人であるときは 主たる事務所の所在地)	ふりがな
氏 名 (法人であるときはその名称)	ふりがな

2. 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名 称	ふりがな
所在の場所	ふりがな

3. 添付書類

- (1) 医師労働時間短縮計画（案）
- (2) 医療法第120条第1項の指定に係る業務があることを証する書類
- (3) 医療法第120条第1項の確認を受けたことを証する書類
- (4) 医療法第120条第2項において準用する同法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
- (5) 医療法第120条第2項において準用する同法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類（様式第6号）
- (6) 医療法第132条の規定により通知された同法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

様式第5号（特定労務管理対象機関指定通知書）

第 号
年 月 日

〇〇病院長 〇〇 〇〇 様

山形県知事

〇〇機関の指定について

〇年〇月〇日付け〇〇第〇号にて申請のあった件について、貴院を〇〇機関【特定地域医療提供／連携型特定地域医療提供／技能向上集中研修／特定高度技能研修】として指定することとしたので通知する。

なお、当該指定については、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）第〇条【第115条、第118条第2項、第119条第2項、第120条第2項】の規定に基づき、その効力を3年間とする。

指定有効期間： 年 月 日より3年間

誓 約 書

当〇〇病院は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定に基づき改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）第113条第3項第3号に規定する要件を満たしていることを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

年 月 日

住所（又は所在地）

医療機関名及び代表者名

文 書 番 号
年 月 日

山形県知事殿

〇〇病院長 〇〇 〇〇

労働時間短縮計画の変更について

〇〇機関【特定地域医療提供／連携型特定地域医療提供／技能向上集中研修／特定高度技能研修】の指定に係る労働時間短縮計画について、別紙のとおり変更したので、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）第122条第2項の規定に基づき提出する。

【変更事項】

【変更理由】

文 書 番 号
年 月 日

山形県知事殿

〇〇病院長 〇〇 〇〇

労働時間短縮計画の変更について

〇〇機関【特定地域医療提供／連携型特定地域医療提供／技能向上集中研修／特定高度技能研修】の指定に係る労働時間短縮計画については、見直しのための検討を行った結果、変更する必要がないと認めたので、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）第122条第3項の規定に基づき、その旨提出する。

文 書 番 号
年 月 日

山形県知事殿

〇〇病院長 〇〇 〇〇

〇〇機関の指定に係る業務の変更について

〇年〇月〇日〇〇第〇号にて（指定医療機関名）が〇〇機関【特定地域医療提供／連携型特定地域医療提供／技能向上集中研修／特定高度技能研修】として受けた指定に係る業務について、別紙のとおり変更することとしたので、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）〇条【第116条第1項／第118条第2項の規定により準用する同法第116条第1項／第119条第2項の規定により準用する同法第116条第1項／第120条第2項の規定により準用する同法第116条第1項】の規定に基づき申請する。

様式第9号別紙（特定地域医療提供機関（B水準）の場合）

1. 開設者

住 所 (法人であるときは 主たる事務所の所在地)	ふりがな
氏 名 (法人であるときはその名称)	ふりがな

2. 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名 称	ふりがな
所在の場所	ふりがな

3. 医療法第113条第1項の指定に係る業務の内容（該当する条項を○で囲むこと。）

第1号 救急医療

第2号 居宅等における医療

第3号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

4. 添付書類

- ・医師労働時間短縮計画の変更の案
- ・医療法第113条第1項の指定に係る業務があることを証する書類
- ・医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
- ・医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類
- ・医療法第132条の規定により通知された同法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

5. 変更しようとする事項及び変更理由

変更前	変更後	変更理由

様式第9号別紙（連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）の場合）

1. 開設者

住 所 (法人であるときは 主たる事務所の所在地)	ふりがな
氏 名 (法人であるときはその名称)	ふりがな

2. 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名 称	ふりがな
所在の場所	ふりがな

3. 添付書類

- ・医師労働時間短縮計画の変更の案
- ・医療法第118条第1項の指定にかかる派遣の実施に関する書類
- ・医療法第118条第2項において準用する同法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
- ・医療法第118条第2項において準用する同法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類
- ・医療法第132条の規定により通知された同法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

4. 変更しようとする事項及び変更理由

変更前	変更後	変更理由

様式第9号別紙（技能向上集中研修機関（C-1水準）の場合）

1. 開設者

住 所 (法人であるときは 主たる事務所の所在地)	ふりがな
氏 名 (法人であるときはその名称)	ふりがな

2. 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名 称	ふりがな
所在の場所	ふりがな

3. 添付書類

- ・医師労働時間短縮計画の変更の案
- ・医療法第119条第1項の指定に係る業務があることを証する書類
- ・医療法第119条第2項において準用する同法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
- ・医療法第119条第2項において準用する同法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類
- ・医療法第132条の規定により通知された同法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

4. 変更しようとする事項及び変更理由

変更前	変更後	変更理由

様式第9号別紙（特定高度技能研修機関（C-2水準）の場合）

1. 開設者

住 所 (法人であるときは 主たる事務所の所在地)	ふりがな
氏 名 (法人であるときはその名称)	ふりがな

2. 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名 称	ふりがな
所在の場所	ふりがな

3. 添付書類

- ・医師労働時間短縮計画の変更の案
- ・医療法第120条第1項の指定に係る業務があることを証する書類
- ・医療法第120条第1項の確認を受けたことを証する書類
- ・医療法第120条第2項において準用する同法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
- ・医療法第120条第2項において準用する同法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類
- ・医療法第132条の規定により通知された同法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

4. 変更しようとする事項及び変更理由

変更前	変更後	変更理由

様式第 10 号（業務変更承認通知書）

第 号
年 月 日

○○病院長 ○○ ○○ 様

山形県知事

○○機関の指定に係る業務の変更承認について

○年○月○日付け○○第○号にて変更申請のあった件について、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）附則第 5 条の規定により改正法第 3 条の規定による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 116 条の規定に基づき、当該変更を承認することとしたので通知する。

様式第 11 号（指定取消）

第 号
年 月 日

○○病院長 ○○ ○○ 様

山形県知事

○○機関の指定取消しについて

○年○月○日付け○○第○号にて（指定医療機関名）を○○機関【特定地域医療提供／連携型特定地域医療提供／技能向上集中研修／特定高度技能研修】として指定した件について、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）附則第 5 条の規定により改正法第 3 条の規定による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第○条【第 117 条第 1 項／第 118 条第 2 項の規定により準用する同法第 117 条第 1 項／第 119 条第 2 項の規定により準用する同法第 117 条第 1 項／第 120 条第 2 項の規定により準用する同法第 117 条第 1 項】の規定に基づき、当該指定を取り消すこととしたので通知する。

指定取消事由：